

大分県マッチング支援事業実施要領

(目的)

第1条 大分県は、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略等に基づき、移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、マッチング支援事業(以下「事業」という。)を実施する。

2 事業に合わせて実施する移住支援事業及び起業支援事業に関する必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(地域再生計画の作成等)

第2条 事業の実施に当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、大分県と県内市町村が共同して地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て大分県が代表して行うものとする。

(事業の概要)

第3条 大分県は、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県)の求職者に対して訴求力の高い、移住支援事業における移住支援金の支給対象となる求人情報を掲載するマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)を開設・運営するとともに、マッチングサイトに求人情報を掲載する中小企業等(以下「移住支援金支給対象法人」という。)を選定し、求人情報の作成支援等を行うものとする。

(移住支援金支給対象法人の要件)

第4条 移住支援金支給対象法人は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 官公庁等(独立行政法人や第三セクター(出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出捐している主体を含む。)でないこと。
- (2) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。
- (3) みなし大企業(発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人、又は資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人。)でないこと。ただし、上記(2)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。
- (4) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振

興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)のいずれかの対象地域(一部過疎地域含む。)
・指定区域を有する市町村(政令指定都市を除く。))以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。))を採用する法人を除く。)でないこと。

- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業者でないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (8) まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に記載された地域の目指す将来像の実現に資すること等が期待される産業に属するもののほか、県が認めた法人であること。
- (9) マッチングサイトに掲載する求人情報がオープンデータ化されて協力民間求人サイト等に掲載されること及び当該求人情報に基づき雇用した者が移住支援金を受給した場合に 5 年間他の市町村への転居が必要となる就業場所に異動させないことに同意すること。
- (10) 県内を就業場所とする週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく求人(転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではない新規の雇用に限る。)を予定する者であること。

(選定手続き)

第 5 条 移住支援金支給対象法人への選定を希望する者は、移住支援金支給対象法人選定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて大分県へ申請するものとする。

- (1) (商業)登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)
- (2) その他必要と認める書類

- 2 大分県は、前項の申請を受理したときは、選定の可否を決定し、移住支援金支給対象法人選定(不選定)通知書(様式第 2 号)により申請者へ通知するとともに、移住支援金支給対象法人一覧表(様式第 3 号)に登載し、県内市町村と共有するものとする。
- 3 大分県は、虚偽の申請が判明したとき、又は選定した移住支援金支給対象法人が前条各号の要件を満たさなくなったと認めたときは、選定を取り消すものとする。

(求人情報の掲載等)

第 6 条 移住支援金支給対象法人は、マッチングサイトへの掲載を希望する求人情報をハローワークに求人申込みした後、別に定める方法により、大分県がマッチングサイトの開設・運営を委託する事業者(以下「マッチングサイト運営受託者」という。)へ求人票の控えの写し等の必要書類を提出するものとする。ただし、マッチングサイト運営受託者が決定するまでの間においては、移住支援金支給対象法人は、必要書類を大分県へ提出するものとする。

- 2 マッチングサイト運営受託者は、前項の規定に基づき提出された求人情報が関係法令のほか「募集情報等提供事業の業務運営要領(厚生労働省職業安定局)」に適合すると認めるときは、マッチングサイトに求人情報を掲載するとともに、別に定める方法により求人情報を大分県へ提出するものとする。なお、大分県は、マッチングサイ

トが開設されるまでの間においては、前項ただし書に該当するため移住支援金支給対象法人から提出された求人情報を大分県のホームページで公開するものとする。

- 3 マッチングサイト運営受託者は、マッチングサイトに掲載中の求人情報(以下「マッチングサイト掲載求人情報」という。)に対して求職者からエントリーがあったときは、求人内容への適否等の一次選考を行った後、移住支援金支給対象法人へ応募書類を提出するものとする。
- 4 移住支援金支給対象法人は、前項の規定に基づき提出された応募書類等を基に採用選考を行い、その結果を採用選考結果通知書(様式第4号)によりマッチングサイト運営受託者へ通知するものとする。なお、移住支援金支給対象法人は、マッチングサイト掲載求人情報に関する雇用を行ったときは、前項の規定に基づく応募書類の提出がない場合であっても採用選考結果通知書によりマッチングサイト運営受託者へ通知しなければならない。
- 5 マッチングサイト運営受託者は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、遅滞なく採用選考結果通知書の写を大分県へ提出するものとする。

(求人情報の削除)

第7条 マッチングサイト運営受託者は、移住支援金支給対象法人がマッチングサイト掲載求人情報に関する雇用を行ったときは、移住支援金支給対象法人へ求人情報の削除の要否を確認するものとし、マッチングサイト掲載求人情報を削除した後、大分県及び移住支援金支給対象法人へ報告するものとする。

- 2 移住支援金支給対象法人は、雇用計画の変更等によりマッチングサイト掲載求人情報の削除を希望するときは、マッチングサイト運営受託者へ速やかに通知するものとし、マッチングサイト運営受託者は、マッチングサイト掲載求人情報を削除した後、大分県及び移住支援金支給対象法人へ報告するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、大分県が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月18日から施行する。
附 則
- 1 この要領は、令和2年4月15日から施行する。
附 則
- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。
附 則
- 1 この要領は、令和2年8月3日から施行する。
附 則
- 1 この要領は、令和2年10月20日から施行する。
附 則
- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この要領は、令和3年11月22日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

大分県知事

殿

年 月 日

移住支援金支給対象法人選定申請書

大分県マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援事業における移住支援金の支給対象となる求人情報を掲載するマッチングサイトに求人情報を掲載する移住支援金支給対象法人への選定を申請します。

1 申請者欄

フリガナ				フリガナ		
法人名				代表者氏名		
本店所在地	〒		業種		法人番号(13桁)	
連絡先電話番号		担当者職氏名		担当者e-mail		

2 申請者に係る確認事項 (該当する欄に○を付けてください)

(1) 国が定める共通要件

官公庁等(※1)でない	該当する	該当しない
資本金の額が10億円以上でない	該当する	該当しない
みなし大企業(※2)でない	該当する	該当しない
本店が東京圏(※3)以外の地域又は条件不利地域(※3)に所在する	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主である	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	該当する	該当しない

(2) 大分県が定める要件

まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に記載された地域の目指す将来像の実現に資すること等が期待される産業に属する	該当する	該当しない
求人情報がオープンデータ化され、協力民間求人サイト等に掲載されること及び当該求人情報に基づき雇用した者が移住支援金を受給した場合に5年間他の市町村への転居が必要となる就業場所に異動させないことに同意する	該当する	該当しない
県内を就業場所とする週20時間以上の無期雇用契約に基づく求人(転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではない新規の雇用に限る。)を予定する	該当する	該当しない

(3) 添付書類

- ・(商業)登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)
- ・その他必要と認める書類

管理コード (大分県使用欄)	
----------------	--

※1 「官公庁等」には、独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出捐している主体を含む。

※2 「みなし大企業」は、次のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※3 「東京圏」は、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県をいう。

※4 「条件不利地域」は、次のいずれかの法律の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
- ・山村振興法(昭和40年法律第64号)
- ・離島振興法(昭和28年法律第72号)
- ・半島振興法(昭和60年法律第63号)
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)

様式第1号・別紙（第5条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 県又は県内市町村から大分県マッチング支援事業に関する報告や立入調査等を求められた場合には、それに応じます。
- 4 移住支援金支給対象法人選定申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第2号（第5条関係）

移住支援金支給対象法人選定（不選定）通知書

年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで申請のあった移住支援金支給対象法人選定について、マッチングサイトに求人情報を掲載する移住支援金支給対象法人として（選定します・下記の理由により不選定とします）ので、大分県マッチング支援事業実施要領第5条第2項の規定により通知します。

記

（理由）

（備考）括弧内には該当する方を記載すること。

「記」以下は、不認定とする場合のみ記載すること。

年 月 日

マッチングサイト運営受託者 殿

法人名
(担当者) 職・氏名
電話番号

採用選考結果通知書

下記のとおり採用選考の結果を通知します。

記

(1) 採用選考結果等

求人コード	
採用選考結果	採用 ・ 不採用
氏名(現住所)	()
※以下は採用選考結果が「採用」の場合のみ記入	
①マッチングサイトへの求人掲載日	年 月 日
②応募日	年 月 日
③採用決定日	年 月 日
④就業開始予定日	年 月 日

※②～④の日付が①以後の場合に、移住支援金の対象になります。

(2) 採用決定者の概況

・移住元に関する事項

A・住民票を移す直前に連続して5年以上、東京23区に在住していた	該当する ・ 該当しない
B・住民票を移す直前に連続して東京圏(※1)のうちの条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、かつ住民票を移す3ヶ月前の時点において、連続して5年以上、東京23区に通勤していた	該当する ・ 該当しない

・(「移住元に関する事項」のA又はBに該当する場合)

東京23区又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から住民票を移す(移した)日	年 月 日
---	-------

・移住先及び就職に関する事項

居住予定市町村	県	市・町・村
世帯状況	単身 ・ 世帯	(世帯の場合) 同時に移住する(した)家族の人数 ※本人除く 人
採用決定者と3親等以内の親族が法人の代表者、取締役等の経営を担う職務に就いていない	該当する ・ 該当しない	

※「(2) 採用決定者の概況」欄は、移住支援金の支給事務に係る事項です。可能な範囲でご記入ください。

※1 「東京圏」は、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県をいう。

※2 「条件不利地域」は、次のいずれかの法律の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
- 山村振興法(昭和40年法律第64号)
- 離島振興法(昭和28年法律第72号)
- 半島振興法(昭和60年法律第63号)
- 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)